平成２２年（フ）第４３２号
岩手県紫波郡紫波町桜町字才土地30番地２
債務者　三浦　恵子
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４８５号
神奈川県秦野市今泉2099番地の５　コーポ817　101号
債務者　小倉ゆかり（旧姓照井）
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４９２号
神奈川県小田原市曽比2211番地の５
債務者　山口　文雄
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４９５号
神奈川県平塚市公所492番地の２　ラ・ルッシュさとう105号
債務者　古瀬眞由美
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１１９号
岐阜県土岐市泉町河合230番地の１　ハイツ河合201号
債務者　八谷　鮎美（旧姓加藤）
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１２０号
岐阜県瑞浪市松ヶ瀬町４丁目４番地、申立時の住所岐阜県瑞浪市学園台２丁目14番地の６
債務者　三浦　幸巳
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１２２号
岐阜県中津川市茄子川1534番地の194　深沢雇用促進住宅１―506
債務者　兼山　香代
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第６９号
静岡県駿東郡長泉町元長窪630番地の１
債務者　井出三津代
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
静岡県伊豆の国市古奈302番地の５
債務者　江本　辰夫
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
静岡県伊東市八幡野1099番地の34
債務者　水越　尚子
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
静岡県御殿場市深沢30番地の11
債務者　熊澤　正廣
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３８号
愛知県あま市甚目寺乾出54番地３
債務者　寺澤　雅美
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７３４号
愛知県春日井市柏井町２丁目57番地
債務者　齋藤ひとみ
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７６５号
名古屋市北区山田２丁目11番62号　大曽根併存住宅２棟９―８号
債務者　岡本ひとみ
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７８５号
愛知県瀬戸市道泉町75番地の２
債務者　多田久美子
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８０２号
愛知県小牧市曙町76番地５
債務者　山村　沙織
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０２０号
愛知県瀬戸市松原町２丁目96番地　五輪荘Ａ―３
債務者　山本　幸夫
１　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４号
滋賀県長浜市木之本町田部486番地３
債務者　上田　　輝
１　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係